

被災された方のための 生活支援情報

第 28 号
平成 24 年 12 月 26 日
仙台市復興事業局生活再建支援室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒 980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

東日本大震災により住宅や家財などに 損害を受けた方は、税の申告をお 忘れなく

東日本大震災により被害を受けた住宅や家財などの
損失額は、所得税および市県民税を算出する際の所得
の計算上、雑損失として最長 5 年間、控除（繰越控除）
することができます。

前年以前に控除しきれなかった雑損失の繰越控除を
受けるためには、毎年、確定申告または住民税の申告
が必要になります。

申告の受け付けは 3 月 15 日(金)までとなりますので、
お早めに手続きをお願いします。

問い合わせ 市民税課【青葉区・泉区にお住まいの方】
☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区にお住
まいの方】☎214・8638

応急仮設住宅に一人でお住まいのご高 齢の方などに、緊急通報サービスを提 供しています

市では、仙台市内の応急仮設住宅に一人でお住まい
の 65 歳以上の方などを対象に、緊急時などに役立つ
生活支援機器をお貸しし、緊急速報・見守りおよび日
常会話サービスを提供しています。

サービスの利用を希望される方は、お問い合わせく
ださい。

◆対象者＝仙台市内の応急仮設住宅にお住まいで、次
の①～③のいずれかに該当する方

① 65 歳以上の一人暮らしの方（同居のご家族が勤務
等により外出し、日中に一人の状態となる場合がある
方を含む）

② 重度の要介護者と同居しているなど、緊急時に対応
できる方がおらず、実質的に一人暮らしと同じ状況と
見なされる 65 歳以上の方

③ 身体障害者手帳の障害の程度が 1 級または 2 級の方
で、18 歳以上の一人暮らしの方

◆受付期間＝随時

申し込み・問い合わせ 生活再建支援室 ☎214・8579

震災後の生活困りごとと、こころの健 康相談会

生活の困りごとに司法書士が、こころとからだの健
康について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が、
無料で相談に応じます。

日時	対象	会場
1/8(火) 13:00～16:00	市内にお住まい か通勤・通学し ている方	宮城県司法書士会館 (仙台市青葉区春日町 8-1)

◆申し込み＝電話で宮城県司法書士会にお申し込みく
ださい

申し込み・問い合わせ 宮城県司法書士会 ☎263・6755

住まいの再建や就労等に関する訪問相 談

市が委託した生活再建支援員がご家庭を訪問し、住
まいの再建や就労等に関する相談に応じます。

◆訪問日時＝平日の 10:00～15:00（予約制）

◆対象＝震災により被災された方

申し込み・問い合わせ 生活再建支援室 ☎214・8579、
FAX 214・5130

東日本大震災により、他の市町村から 仙台市に避難されている方へ

市町村が独自に行う被災者支援制度等には、その市
町村に住民登録をしていることが要件となる場合があ
ります。各支援制度について、詳しくは住民票のある
市町村へお問い合わせください。

問い合わせ 住民登録をしている各市町村、生活再建
支援室 ☎214・8559

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

※市の仕事は、12月29日(土)～1月3日(木)はお休みします

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/>
仙台市携帯電話用ホームページ
<http://www.city.sendai.jp/m/>